串間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成２９年９月２９日策定
令和２年１２月２５日改定
令和５年３月３０日改定
令和５年１０月３１日改定
令和８年１０月３０日改定
串間市農業委員会

第１　基本的な考え方

串間市は、沿海水田地帯と中山畑地帯に大別され、それぞれ農地の利用状況や営農類型が異なることから、地域の実情に応じた農地利用の最適化を推進していく必要がある。

沿海水田地帯では、早期水稲を基幹作目として、露地野菜、施設園芸及び果樹を組み合わせた複合経営が展開されている。一方、中山畑地帯では、食用甘藷を中心に果樹や肉用牛との複合経営が行われているほか、茶や酪農経営も行われている。

しかしながら、担い手不足や農業従事者の高齢化、農業資材・飼料価格の高騰、異常気象や病害虫被害、有害鳥獣被害などを背景に、離農や経営規模の縮小が進んでおり、遊休農地の増加が懸念されている。このため、担い手の確保・育成、農地の有効利用及び遊休農地の発生防止・解消に向けた総合的な取組が必要である。

また、水稲や飼料作物を中心とした土地利用型農業が展開される地域においては、作物ごとのエリア設定や複数品目によるブロックローテーションを推進しながら、担い手への農地の集積・集約化を進める必要がある。そのため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づき、市町村が策定・公表する計画をいう。）に基づき、農地中間管理事業を活用した農地の利用調整を推進し、効率的かつ持続可能な農業経営の実現を図るものとする。

以上のような観点から、地域の実情に応じた農地利用の最適化を推進するため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。）第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて農地等の利用の最適化を一体的に推進するため、串間市農業委員会の指針として具体的な目標及び推進方法並びに目標達成状況に対する評価方法等を次のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する宮崎県農業経営基盤強化促進基本方針及び同法第6条第1項に規定する串間市農業経営基盤強化促進基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、10年後に目指す農地等の利用の姿を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。また、単年度の具体的な活動については、「最適化活動の目標の設定等」に基づき推進するものとする。

第2　具体的な目標、推進方法及び評価方法

1．遊休農地の発生防止・解消について

(1)遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現　　状 （令和8年4月）	2，767ha	36．6ha	1．32％
目　　標 （令和11年4月）	2，763ha	33．6ha	1．22％

(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当区域制に基づき、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と、同法第 32 条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から利用状況調査において実施している違反転用の発生防止及び早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査及び利用意向調査の結果については、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を踏まえ、農地所有者等の意向に応じて、農地中間管理機構への貸付けに必要な手続きを進める。

③非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3)遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況については、遊休農地面積及びその割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」により行うものとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1)担い手への農地利用集積目標

	耕地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現　　状 （令和8年4月）	2，730 ha	1，247 ha	45．7 %
目　　標 （令和11年4月）	2，730 ha	2，184 ha	80．0 %

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 （うち、主業農家数）	担い手		
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者
現　　状 （令和8年4月）	677戸 （231戸）	309 経営体	22 経営体	43 経営体
目　　標 （令和11年4月）	519戸 （177戸）	300 経営体	40 経営体	13 経営体

(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の策定及び見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市・農地中間管理機構・農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた利用調整を行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④認定農業者の確保・育成について

農地台帳に登録された農業者をリスト化し、各地区委員会で、認定農業者要件に該当する可能性のある農業者を抽出し、戸別訪問等により推進活動を行う。

また、認定期間満了の時期が近い認定農業者を把握し、戸別訪問等により再認定の推進を行う。

⑤農地の所有者等を確知することができない農地の取扱いについて

所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理事業を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3)担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」により行うものとする。

3. 新規参入の促進について

(1)新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
現　　状 (令和8年4月)	4 人 (6.15 ha)	1 法人 (1.70 ha)
目　　標 (令和11年4月)	4 人 (4.00 ha)	1 法人 (3.00 ha)

(2)新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、農協、市農業振興課と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②新規就農フェア等への参加について

市・農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れ及び定着に向けたとフォローアップ体制の充実を図る。

③企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の農業参入を推進する。

④農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者(個人、法人)が地域に定着できるよう、地域との調整や営農に関する相談対応など、継続的な支援を行う。

(3)新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者数等により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」により行うものとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

串間市において策定された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的な利用を推進するため、串間市農業委員会は次の役割を担うものとする。

・日常的な農地の見守りによる適正利用の確認
・農家への声掛け等による意向把握
・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整
・農地中間管理事業の活用に向けた働きかけ
・「地域計画」の定期的な見直しに向けた協力